



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 成 瀬 隆 章
コード番号 3538 東証スタンダード
問 合 せ 先 取締役 専務執行役員 宇 田 川 宙
電 話 番 号 03-5730-0589

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

（１）処分期日	2025 年 12 月 4 日
（２）処分する株式の種類および数	普通株式 496,500 株
（３）処分価額	1 株につき 1,009 円
（４）処分総額	500,968,500 円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 BIP 信託口)
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度の運営について更なる効率化および最適化を実現させ、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が適切なリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的として、「役員報酬 BIP 信託」（以下「BIP 信託」という。）を活用した業績連動型株式報酬制度の導入について、2025 年 8 月 25 日開催の取締役会において決議し、同年 9 月 25 日開催の第 18 回定時株主総会において承認を受けております。なお、BIP 信託の概要については、2025 年 8 月 25 日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度（役員報酬 BIP 信託）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、BIP 信託の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する

役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社の取締役および当社の子会社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下、当社の取締役と併せて「対象役員」という。）に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し4.77%（小数点第3位を四捨五入、2025年6月30日現在の総議決権個数93,301個に対する割合5.32%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象役員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年11月12日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,009円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員（5名全員が社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上